

生	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和5年11月25日まで有効)			

人 安 第 1 1 2 号
令 和 5 年 1 1 月 8 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

平成13年6月5日、男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から同月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定がなされているところ、別添のとおり令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱が決定された。

各警察署にあっては、同要綱の趣旨を職員へ周知徹底し、同期間中における女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化されたい。

なお、本運動に関する効果的な施策については、その都度申報されたい。

【担当】

人 身 安 全 対 策 課
人 身 安 全 対 策 第 一 係